

公益社団法人 農業農村工学会学会賞授賞規程

昭和45年10月29日	制 定
昭和53年 6月27日	一部改正
昭和63年 8月24日	一部改正
平成 2年12月 4日	一部改正
平成 9年 4月23日	一部改正
平成12年 4月27日	一部改正
平成14年 2月19日	一部改正
平成15年12月19日	一部改正
平成17年 4月22日	一部改正
平成17年12月20日	一部改正
平成18年 3月 9日	一部改正
平成19年 5月10日	一部改正
平成20年 9月25日	一部改正
平成23年 5月19日	一部改正
平成24年 4月 1日	改 正
平成25年 5年15日	一部改正
平成26年 5年 9日	一部改正

学会規則第30条の規定に定める学会賞（総称）の授賞は、この規程に定めるところにより行う。

（種別）

第1条 学会賞（総称）の種別は、学会賞、上野賞及び沢田賞の3種とする。

（学会賞の区分）

第2条 学会賞は、学術賞、奨励賞、優秀賞、著作賞、教育賞、環境賞、歴史・文化賞、地域貢献賞、国際貢献賞、メディア賞及び功労賞とする。

2 奨励賞は、研究奨励賞及び技術奨励賞とする。

3 優秀賞は、優秀論文賞、優秀報文賞、優秀技術賞及び優秀技術リポート賞とする。

（学会賞の授与）

第3条 学会賞のそれぞれの賞は、次に掲げる者及び組織・団体に授与する。

(1) 学術賞は、農業農村工学に関する学術又は技術の進歩に貢献した創意ある優秀な業績をあげた個人

(2) 奨励賞は、次の賞の区分に応じ、農業農村工学に関する学術又は技術の進歩に寄与すると認められる優秀な業績をあげた個人

① 研究奨励賞は、農業農村工学に関する研究業績

② 技術奨励賞は、農業農村工学に関する計画、設計、施工、管理等の技術業績

(3) 優秀賞は、次の賞の区分に応じ、農業農村工学に関する学術又は技術に関する優秀な業績をあげた個人又は組織・団体（優秀論文賞及び優秀報文賞は、組織・団体を除く。）

① 優秀論文賞は、農業農村工学に関する単独の論文業績

② 優秀報文賞は、農業農村工学に関する単独の報文業績

③ 優秀技術賞は、農業農村工学に関する計画、設計、施工、管理等の単独の技術業績

④ 優秀技術リポート賞は、農業農村工学に関する単独の技術リポート業績

(4) 著作賞は、原則として一般に市販されている

図書の中で、農業農村工学に関する学術又は技術を広く世に紹介することに顕著な貢献をしたと認められる著者

(5) 教育賞は、農業農村工学に関する教育、技術者の継続教育等資質の向上に寄与したと認められる活動で、優れた業績をあげた個人又は組織・団体

(6) 環境賞は、農業・農村の生産・生活環境の改善や生態系保全等、美しい環境の保全や創出において優れた計画及び施工を行い若しくは管理・保全活動をした個人又は組織・団体

(7) 歴史・文化賞は、農業農村工学に関する歴史・文化を広く世に紹介し、或いは研究分析等を行った個人又は組織・団体

(8) 地域貢献賞は、農村地域社会の発展・活性化に貢献した個人又は組織・団体

(9) 国際貢献賞は、農業農村工学に関する学術又は技術について、国際的な交流や調査研究で優れた業績をあげた個人

(10) メディア賞は、農業農村工学を紹介した優れたパンフレット、ビデオ作品、教材スライド、映画等を制作した個人又は組織・団体

(11) 功労賞は、長年に亘る地道な教育・研究又は実務の積重ねを通じて、農業農村工学の学術又は技術の進歩発展に多大の功労があったと認められる個人

（上野賞の授与）

第4条 上野賞は、農業農村に関する事業の新しい分野の発展に寄与すると認められる業績をあげた組織・団体に授与する。

（沢田賞の授与）

第5条 沢田賞は、農業農村に関する科学技術により、新しい分野の発展に寄与したと認められる業績をあげた個人又は組織・団体に授与する。

（学会賞の対象業績の範囲）

第6条 学会賞のうち、学術賞、奨励賞及び、優秀賞の対象業績の範囲は、原則として本学会の刊行物に発表された論文、報文等とする。

（上野賞の対象業績の範囲）

第7条 上野賞の対象業績の範囲は、本学会の学会誌に掲載されたものとする。

(沢田賞の対象業績の範囲)

第8条 沢田賞の対象業績の範囲は、本学会及び関係学会の学会誌・論文集等に掲載されたものとする。

(推薦)

第9条 学会賞の各賞は、それぞれ次に掲げる者の推薦によるものとする。

(1) 学術賞、奨励賞、著作賞、環境賞、歴史・文化賞、地域貢献賞、メディア賞及び功労賞は、正会員の自薦、他薦

(2) 優秀賞は、正会員の自薦、他薦又は学会誌・論文集の企画・編集委員会の推薦

(3) 教育賞は、正会員の自薦、他薦又は技術者継続教育機構CPD運営委員会の推薦

(4) 国際貢献賞は、正会員の自薦、他薦又は国際委員会の推薦

2 推薦者は、次年度の候補業績について毎年10月末までに、賞の種別を明確にし、別紙様式により、会長に推薦するものとする。

3 会長は、必要があるときは、前項の推薦者に関係書類の提出を求めることができるものとする。

(学会賞の選考)

第10条 委員会規程第13条により選任された学会賞の各賞の専門委員は、前条により推薦のあった業績のうち、この規程に定める条件を満たすものについて、その内容を評価し、同条に規定する学会賞選考委員会に報告するものとする。

2 学会賞選考委員会は、前項の専門委員の評価に基づいて授賞候補者を選考するものとする。

3 学会賞選考委員会は、前項の選考結果に理由を付して会長に報告するものとする。

(上野賞の選考)

第11条 委員会規程第14条の上野賞選考委員会は、推薦を受けずに直接選考する。

2 上野賞選考委員会は、選考結果に理由を付して会長に報告するものとする。

(沢田賞の選考)

第12条 委員会規程第15条の沢田賞選考委員会は、推薦を受けずに直接選考する。

2 沢田賞選考委員会は、選考結果に理由を付して会長に報告するものとする。

(授賞者の決定)

第13条 理事会は、学会賞選考委員会、上野賞選考委員会及び沢田賞選考委員会の報告に基づいて、授賞者を決定する。

(授与)

第14条 学会賞、上野賞及び沢田賞は、毎年度農業農村工学会大会講演会において、会長から授与する。

2 前項の各賞の授与は、賞状に副賞を添えて行う。

(授賞業績の発表)

第15条 学術賞、奨励賞、優秀賞、著作賞、教育賞、環境賞、歴史・文化賞、地域貢献賞、国際貢献賞、メディア賞及び功労賞を受賞された者のうち、その業績が原則外のものである場合は、受賞者は速やかにその受賞業績を学会誌に発表しなければならない。

(運営要領)

第16条 この規程の施行に必要な事項については、理事会において別に定める運営要領による。

付則

この規程は、学会規則改正の日（平成19年5月10日）から適用する。

附則

この規程は、公益社団法人の設立の登記をした日（平成24年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成25年5月15日から施行する。

附則

この規程は、平成26年5月9日から施行する。

第 回（平成 年度）農業農村工学会賞候補推薦書

農業農村工学会 会長 殿

◆推薦者

氏名	印	会員番号	
所属			
連絡先住所	〒		
TEL		e-mail	

下記のとおり、第 回（平成 年度）農業農村工学会賞候補を推薦します。

◆賞の種別

◆候補者（候補者が団体の場合は、氏名の欄に候補の団体名を記入すること）

候補者 1	氏名	ふりがな	会員番号	TEL
	所属		e-mail	
候補者 2	氏名	ふりがな	会員番号	TEL
	所属		e-mail	
候補者 3	氏名	ふりがな	会員番号	TEL
	所属		e-mail	
候補者 4	氏名	ふりがな	会員番号	TEL
	所属		e-mail	
候補者 5	氏名	ふりがな	会員番号	TEL
	所属		e-mail	
候補者 6	氏名	ふりがな	会員番号	TEL
	所属		e-mail	
候補者 7	氏名	ふりがな	会員番号	TEL
	所属		e-mail	
候補者 8	氏名	ふりがな	会員番号	TEL
	所属		e-mail	
候補者 9	氏名	ふりがな	会員番号	TEL
	所属		e-mail	
候補者 10	氏名	ふりがな	会員番号	TEL
	所属		e-mail	

賞の表題	
------	--

業績	(題名 発表誌 巻号 ページ 発行年 共著者等 著作賞の場合は図書名等) 複数ある場合は別紙に記入
----	---

推薦理由 (500字程度、ただし、功労賞の場合は教育研究、実務の実績がわかる内容で800字程度)	
---	--